

みどいのこだま

～ ひとつ、ひとつ、実現するふくしま ～

〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30
福島県相双農林事務所農業振興普及部
TEL (0244) 26-1150
FAX (0244) 26-1169
E-mail: shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp

令和 7 年度 農業振興普及部の活動体制

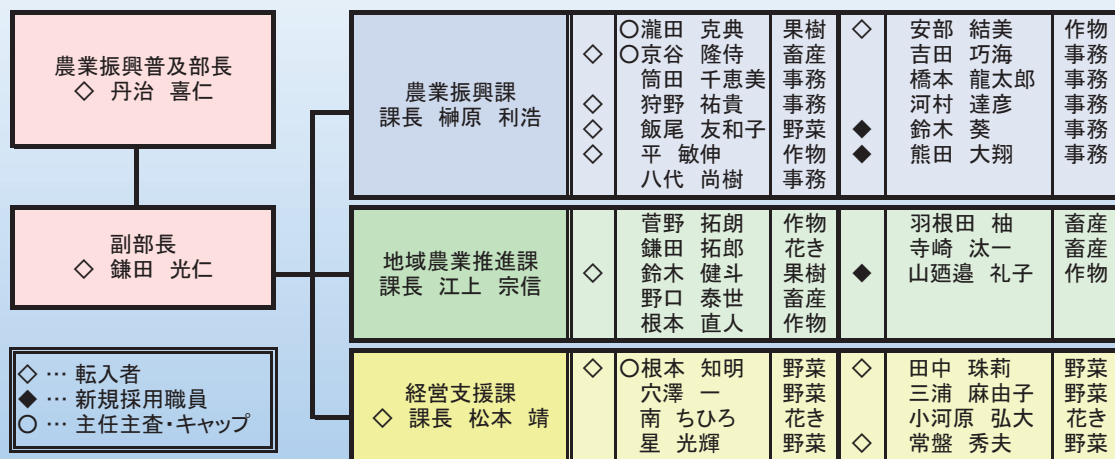
令和 7 年 4 月から農業振興普及部は、新体制で地域農業の復興に向けて取り組んでいます。これまで管内では、復興の拠点となるカンントリーエレベーターや野菜集出荷貯蔵・加工施設、畜産施設など大規模な施設が整備されるとともに、大規模経営体の育成や、ブロッコリー、きゅうりなどの園芸産地の形成、県オリジナル品種等を活用した特産品づくりなどの取組が進められています。

今年度、第 2 期復興・創生期間の終期を迎える中、農業者や関係機関の皆様と連携し、地域農業を支える担い手の確保・育成を図るとともに、農作物等の生産体制の再構築や高収益作物の生産振興、スマート農業技術の導入支援など、福島県農林水産業振興計画に掲げる『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』の実現に向けた活動を展開してまいります。

農業振興普及部長 丹治 喜仁



今年度は転入者 12 名、新規採用職員 3 名が加わり、総勢 34 名の新体制となりました。相双地方の農業復興を職員一丸となって進めてまいります！



高温対策をしっかりと行って夏を乗り切りましょう！

作物

水稻は、登熟期間中に日平均気温27℃以上の高温に遭遇すると、白未熟粒等の障害粒が発生しやすくなります。以下の対策により玄米の品質低下を防ぎましょう。

(1) 窒素追肥

稲体の窒素含有量が少ないと光合成能力が低下し、白未熟粒が発生しやすくなります。幼穂形成始期（出穂25日前）の葉色が表1を下回っている場合は追肥を検討しましょう（葉色の測定は農業振興普及部までご相談ください）。

表1 幼穂形成始期の葉色（SPAD502）の目標値

品 種	コシヒカリ	天のつづ	里山のつづ	ひとめぼれ
目標値	33～36	40	36～42	37

(2) 水管理について

高温時の水管理は飽水管理が適しています。間断灌漑は、落水している期間中に地温が上昇して白未熟粒が発生しやすくなりますので避けましょう。他に、「昼間掛け流し」や「昼間湛水」の方法がありますが、多量の用水を必要とするため、現実的ではありません。

表2 水管理の種類と高温対策の効果

水管理の種類	概要	高温対策
飽水管理	浅水に入水し、田面が露出し、足跡に水が溜まる程度まで水が減ってから再度入水する	○
間断灌漑	1日湛水し、2～3日落水する	×

野菜

(1) かん水について

かん水は、朝夕の気温が低い時間に行いましょう。特に果菜類では、かん水チューブを用いた少量多回数が望ましい方法です。土壌乾燥が著しい場合は、通路散水により、地温上昇の抑制及び過乾燥の防止を図りましょう。

(2) 施設栽培について

側面と妻面を開放して外気を取り入れ、施設内温度の低下を図りましょう。きゅうり、トマト等において高温による生長点の萎れや、果実の日焼けや葉焼けが見られる場合は、日中の暑い時間帯に遮光、遮熱資材を活用しましょう。

果樹

高温・乾燥条件下では、樹体や土壌からの蒸発量が増え、果実の肥大停滞や日焼けなど様々な障害が発生しやすくなります。以下の対策を積極的に実施しましょう。

(1) かん水について

高温・乾燥が続いている場合は、5～7日間隔で、1回のかん水量25～30mm（25～30t/10a）を目安に実施しましょう。保水性が劣る土壌では、1回のかん水量を少なくして、かん水間隔を短くして実施しましょう。

(2) 新梢管理について

主枝や垂主枝の背面に発生した徒長枝や発育枝は、強い枝を中心に除去して水分蒸散を防ぎ、弱めの枝は適当な間隔で配置して日焼け防止等を行いましょう。

(3) 病害虫防除について

高温下では、害虫の発生が助長されます。特に、ハダニ類は急激に増加しやすいため、発生密度を確認し、要防除水準（1葉当たり雌性虫1頭以上）になったら、速やかに防除しましょう。

花き

(1) かん水について

立地条件や品目、生育状況などを十分考慮し、早朝と夕方に実施しましょう。

昨年、9月咲きのコギクでは、開花が遅れ、安定した需要期出荷とはなりませんでした。発蕾期や開花期に高温に遭遇したことに加え、降水量が平年より少なかったことが原因と推察されます。天水のみにたよらず、天気予報や植物の様子をよく観察し、かん水を行いましょう。

(2) 施設花きについて

側面や天窓、谷や妻面からの換気や遮光・遮熱資材を活用し施設内の温度の低下を図りましょう。

畜産

家畜は暑熱ストレスに弱く、採食量や受胎率の低下により生産性が著しく低下するため、早めの暑熱対策を心がけましょう。

(1) 畜舎環境の改善について

換気扇・送風機による換気や送風、通風や風の通り道を工夫し、一定方向の風をつくることで、畜舎内の換気がスムーズになります。また、家畜の体感温度を下げるため、家畜の首もとに直接風を当てることを心がけましょう。

(2) 飼槽・水槽の管理について

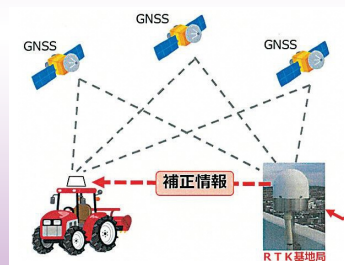
夏場の残飼は変敗しやすいため、餌寄せや残飼の早期清掃に努めましょう。また、給水施設を清潔に保ち、新鮮な水を常に供給することで乾物摂取量の向上に努めましょう。

福島県高精度測位システム(RTKシステム)について

RTKシステムとは、人工衛星から届く位置情報を、地上基地局からの信号によってより高い精度の位置情報に補正するシステムです。農業分野では、トラクターの自動操舵やドローンの自律飛行などにおいて誤差数cm程度の高精度作業が可能となり、生産性の向上や省力化、負担の軽減の効果が期待されます。

福島県では、RTK基地局を県内11箇所に設置し、令和7年4月から運用を開始しています。RTKシステムの利用にあたっては、ライセンスの発行が必要となりますので、ご利用を希望する場合には、農業振興普及部までご連絡ください。(農業振興課：0244-26-1147)

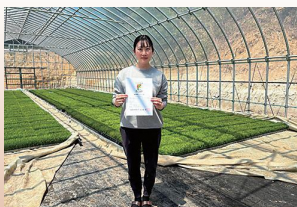
※システムの利用には、ライセンス1件あたり2万円(2件目以降は1件あたり1万円)の利用料(年額)が発生します。



GAP認証について

GAPとは、経営体が商品の安全、環境の保全、労働者の安全、人権保護、経営管理など、農業経営をより確実にするため、作業を見える化して毎年改善していく取組です。

福島県では、生産者の方々が取り組みやすいよう、ふくしま県GAP(FGAP)を推進しています。農業振興普及部管内でも、新たにFGAPを取得される方々が増えていますので、関心のある方は気軽に農業振興普及部にご相談ください。(経営支援課：0244-26-1151)



新たにふくしま県GAPを取得された生産者の皆様

(左：農事組合法人うきた夢ファーム
右：株式会社にじファーム)

農薬は適正に使用しましょう！

農薬を適正に使用することで、農産物の病虫害被害防止と健全な生育を促し、消費者に安全な農産物を届けることができます。

農薬を使用する際には、**商品ラベルの表示事項に基づいて**使用し、使用後は正確に記録しましょう。また、商品名が異なっても同じ成分を含む農薬があるため、「**有効成分の総使用回数**」にも注意しましょう。農業用ドローンを使用する場合も含め、**散布の際は風向き等をよく確認し、周囲に飛散しないよう注意**しましょう。

商品ラベルの登録内容は必ず確認しましょう！

6月10日～9月10日は、福島県農薬危害防止運動実施中です

出荷制限等品目は、出荷・譲渡、販売に注意してください。

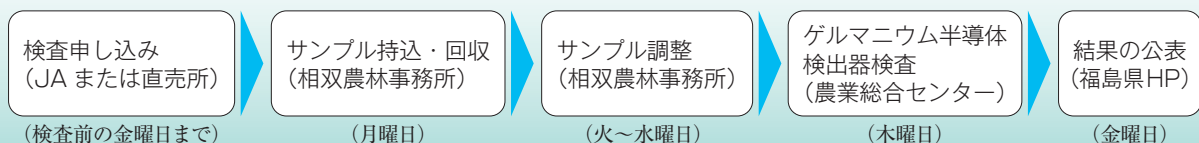
相馬地方の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」(<https://www.new-fukushima.jp/>)に記載されていますので、ご確認をお願いします。



相双農林事務所では、出荷・販売物の安全性の確認と、消費者に対する正確な情報の提供を目的に農作物の「緊急時環境放射線モニタリング」を実施しています。山菜類では、栽培されたもので出荷可能な品目であっても、新たに収穫するほ場では県のモニタリング検査を実施していますので、ご協力をお願いします。

(経営支援課：0244-26-1151)

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ



米のモニタリングについて

管内の南相馬市では、営農再開の状況やこれまでの全量全袋検査のデータ、市の意向等にもとづき、令和7年産米からモニタリング検査へ移行することとなりました。

同市内で米を作付けしている生産者や集荷業者の皆様におかれましては、モニタリング検査が終わるまでの間、出荷・販売（無償譲渡を含む）の自粛をお願いします。

【米のモニタリング検査について】

- 市内で生産された令和7年産米（主食用米及び加工用米）については、昭和25年2月1日時点の市町村（以下「旧市町村」という）単位で、3点の玄米の放射性セシウム検査を実施します。
- 検査を実施し、旧市町村単位で3点の玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、県は、検査対象地域である旧市町村単位で出荷・販売の自粛の解除を通知します。
- 放射性セシウム検査は県が実施します。米を作っている生産者や集荷業者の皆様におかれましては、米のサンプル提供などのご協力をお願いします。

例)
米のモニタリング
検査のイメージ図



旧A町で生産された米の 出荷・販売の自粛解除

※旧B町及び旧C村で生産された米については、同様に3点の玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されないことが確認できるまで、出荷・販売の自粛をお願いします。